

平成30年度の事業概況

平成30年度は、3カ年計画「**いっしょ** 中期経営計画2018(地域と共に成長する金融機関を目指して)」の初年度として、以下の4項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取り組みました。

- ① 支援力・営業力の強化 ② 経営力の強化 ③ 内部態勢の強化 ④ 人材力・組織力の強化

預金積金

預金におきましては、要払性預金を中心に増加しました。
要払性預金では120億円増加、定期性預金では14億円減少したことにより**預金末残は105億円増加し、4,624億円**となりました。



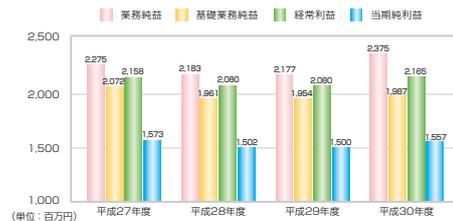
貸出金

貸出金におきましては、中小企業融資、個人ローンや住宅ローンを中心に推進しました。住宅ローンで5億円の減少、保証付個人ローンで7億円の増加、中小企業向け融資が38億円増加したことにより、**貸出金末残は33億円増加し、2,045億円**となりました。



損益

低金利の長期化による利回りの低下を残高増加でカバーし資金運用収益が増加し、基礎業務純益、業務純益ともに増益となりました。一方、与信関連費用は増加したものの、**経常利益、当期純利益とも増益**となりました。



(注)基礎業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券関係損益を控除したもので信用金庫業務本来の利益を表すものです。

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位: 百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	7,271	6,994	6,912	6,790	6,957
経常利益	2,261	2,158	2,080	2,080	2,165
当期純利益	1,653	1,573	1,502	1,500	1,557
出資総額	969	969	969	969	969
出資総口数(万口)	1,938	1,939	1,939	1,939	1,938
純資産額	36,435	38,765	39,131	40,157	41,864
総資産額	467,322	476,760	485,425	497,027	509,438
預金積金残高	425,097	431,941	440,724	451,894	462,457
貸出金残高	191,613	194,203	196,767	201,191	204,547
有価証券残高	131,406	136,464	138,656	145,485	152,366
単体自己資本比率(%)	18.19	18.46	18.73	19.07	19.01
出資に対する配当金(千円)	57,682	58,034	38,740	38,748	38,748
配当率(%)	6	6	4	4	4
職員数(人)	348	352	338	320	325

(注)単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

当金庫が、創業以来積み上げてきた利益金と、会員の皆様からの出資金の合計額が自己資本です。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合(リスク・ウェイト)により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

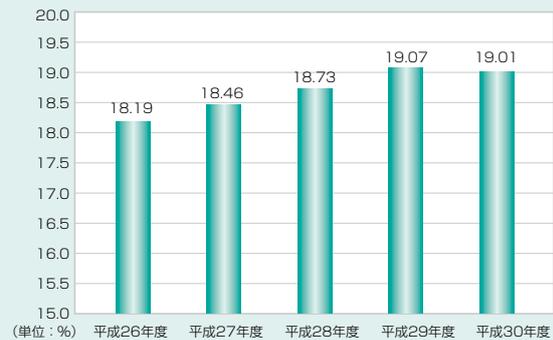
18年度決算から自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が導入され、自己資本比率を計算するのに際して「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。また、25年度決算から、自己資本の質の向上と金融機関のリスクをより反映させたバーゼルⅢに次ぐ新たな枠組みであるバーゼルⅣが導入されました。

いっしょの自己資本比率は、今期は19.01%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても397億円となり、自己資本の充実が図れました。

■自己資本額



■自己資本比率



リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

お客様にご安心してお取引していただくために、経営が破綻したり、元金の返済が滞っている貸出金がいくらかあるのかを開示しております。当金庫の平成31年3月末現在の貸出金に対するリスク管理債権の総額は**84億円**となりました。うち**80億円**は担保・保証、貸倒引当金で保全されており、さらに自己資本額におきましても平成31年3月末現在**397億円**を計上しております。

また、リスク管理債権の中には、現在も正常に返済されている債権も含まれており「**iccn**」は十分に安心してお取引していただける信用金庫であると確信しております。

リスク管理債権とは信用金庫法に定められた開示すべき債権(貸出金)の額で、金融再生法に基づく開示債権額とは貸出金のほかに、債務保証見返、未収利息、仮払金及び外国為替を含んだ債権の額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位: 百万円 %)

区分	残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率	
破綻先債権	平成29年度	288	186	101	100.00
	平成30年度	500	100	400	100.00
延滞債権	平成29年度	8,364	4,894	3,004	94.43
	平成30年度	7,829	4,685	2,778	95.33
3ヶ月以上延滞債権	平成29年度	9	0	1	16.01
	平成30年度	23	20	2	93.71
貸出条件緩和債権	平成29年度	126	86	20	84.01
	平成30年度	141	91	12	73.40
合計	平成29年度	8,789	5,167	3,127	94.38
	平成30年度	8,495	4,896	3,193	95.23

- (注)
- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 - 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 - 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 - なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てしている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 - 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 - 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位: 百万円 %)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	平成29年度	8,808	8,312	5,168	3,144	94.37	86.37
	平成30年度	8,513	8,108	4,898	3,209	95.24	88.79
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	2,175	2,175	1,278	896	100.00	100.00
	平成30年度	2,264	2,264	1,176	1,087	100.00	100.00
危険債権	平成29年度	6,496	6,029	3,803	2,225	92.80	82.64
	平成30年度	6,083	5,717	3,610	2,107	93.98	85.20
要管理債権	平成29年度	136	108	86	21	79.08	43.35
	平成30年度	165	126	111	14	76.31	26.97
正常債権	平成29年度	195,165					
	平成30年度	198,911					
合計	平成29年度	203,974					
	平成30年度	207,425					

- (注)
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 - 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 - 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 - 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。